

## 宿泊税導入検討の経緯（第1章・第2章）

- 本市は、テーマパークを中心として市外や県外だけでなく世界各国から観光客が訪れる世界規模の観光地を持つ一方、首都圏のベッドタウンという側面を持つ特殊な特徴を持つ地域である。
- 本市の宿泊者も年間800万人以上と来訪者から生じる行政需要に対応するための財源の確保が課題となっている。
- 観光振興や多くの来訪者から生じる様々な行政需要に対応するため、府内検討を経て、令和6年4月に「浦安市宿泊税導入検討委員会」を設置し、より幅広い視点・客観的な視点で検討を行うものとした。

## 宿泊税に関するアンケート結果（第3章）

### 宿泊事業者

- 望ましい使途は、宿泊者へのサービス向上に資するものが多い。
- 税率は、300円程度を超えると影響が大きくなると感じる事業者が多い。
- 修学旅行生に配慮が必要との意見が一定数あり。

### 宿泊者

- 宿泊目的の9割程度がテーマパーク観光
- 望ましい使途として、移動の円滑化、快適で安全・安心な滞在環境の構築が半数以上を占める。
- 税率は、300円を境に許容度に差が生じている。

### 市民

- 回答者の6割以上が観光客増による影響を感じている。特に、公共交通機関の混雑や交通渋滞への影響が多い。
- 望ましい使途として、市民サービスの向上（観光客向けに使われていた予算が市民サービスに向けられる）が最も多い。

## 宿泊税とは？

宿泊者が宿泊施設に宿泊する際に支払う法定外税で、主に観光振興目的の財源として期待されるもの。現在、11自治体（令和6年12月現在）で導入・決定されており、千葉県内においても、浦安市のほか、千葉県、千葉市、成田市などが導入検討を進めている。

## 宿泊税導入に向けて

宿泊税導入検討にあたっては、宿泊者に対する税制の簡素化や徴収事務の負担軽減、必要十分な税収の確保等の観点から千葉県と調整を図る必要がある。

### 県との主な調整事項

税率、課税免除、徴収方法、報奨金、導入時期  
導入にあたっての説明・周知など

## 浦安市における宿泊税の使途（第4章）

### （宿泊税導入で取り組む観光振興施策の方向性）

1. 観光まちづくり	2. 地域観光マーケティング
<p><b>○観光まちづくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民・観光客の安心・安全の確保</li> <li>安全・快適な受入環境の整備</li> <li>全ての住民・観光客が快適に過ごせる環境整備</li> </ul> <p><b>○地域観光コミュニティの活性化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光客の受容力向上や観光消費の拡大に向けた観光産業の担い手づくり</li> </ul>	<p><b>○地域観光マーケティングの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能な観光を可能とする国内外の観光客の誘致に向けた活動</li> <li>情報発信基盤の整備</li> </ul> <p><b>○地域産業との連携促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光産業と地場産業の連携促進による観光消費の拡大</li> </ul>
	<p><b>○観光DXの推進（デジタル技術を活用した地域観光マーケティング、マネジメントの高度化）</b></p>
	<p><b>3. 推進基盤体制の強化</b></p>

宿泊税事務の円滑な運営

特別徴収義務者報奨金制度の創設  
財務会計システム改修補助金の創設

## 浦安市における課税要件（第5章）

課税客体	市内の「ホテル、旅館、簡易宿所、民泊」への宿泊
納税義務者	上記施設への宿泊者
課税標準	上記施設への宿泊数
税率	一律定額制 100円から150円の範囲内
免税点	なし（設定しない） ・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊 ・対象の学校の生徒及び引率者
課税免除	特別徴収 ・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
徴収方法	先行自治体における特別徴収義務者報奨金の状況を踏まえ、設定する。（導入後の加算措置や上限の設定については検討）
特別徴収義務者	
報奨金	